

ПОИМЕНЬ С.

訓新  
說編  
記  
憶  
錄

月七年三十四治明  
所輯編會本教正牙

26

44

特61  
286

新編  
訓說  
記

憶

錄

明治  
43. 8. 1  
丙寅

## 凡 例

我が教會先ニ記憶録ノ出版アリシモ、重ニ生死者ノ祈禱文ノミニシテ、記憶ナル者ノ説明ニ付テハ其緒言ニ於テ概略ヲ掲ゲタルニ止マリ、我が蒙稚ナル信者ノ爲ニ隔靴ノ憾ナキヲ得ザリシ、而シテ其レモ既ニ品切トナリタレバ、今ヤ本譯纂者ハ、別ニ詳細ノ説明アル原本、即チ一千八百七十九年モスクワニ於テ第十版ヲ重ネタル輔祭ブハレフ氏著ノ「記憶録」ニ依リ、斯ノ教理教訓ニ關スル詳細ノ説明ヲ譯シ、尙有益ノ事項ハ別本ヨリ取テ補入セリ。是レ特ニ「新編訓說」ト題シテ、従前ノ者ニ區別スル所以ナリ。

原書ニハ、人間ノ死後、幽冥界ノ狀況ニ關スル聖書及ビ聖師父等ノ傳説ニ付テ數葉ノ挿畫アリ、文章ノ説明ト相俟テ、看客ニ靈益ヲ與フ

ル所少カラスト信ズレドモ、一ハ原書ノ不鮮明ニ因リ、一ハ或人士ノ  
間ニハ却テ之有ルヲ好マザル嫌ヒナキニ非ザルヲ以テ、今ハ之ヲ省ク  
コトトモリ。

本書ノ祈禱文ニ付テハ、概ネ前譯者上田氏ノ譯文ニ從ヒ、尙大主教  
閣下ノ御檢閲及ビ中井氏ノ尊意ニ依テ、多少ノ改譯、若クハ字句ノ修  
正ヲ施セシ所アリ。又卷尾ニ附スル「異邦人ノ死者ノ祈禱」ハ從來讀  
用サレシ文ガ、頗ル簡短ニ失シ、死者ノ家族若クハ祈禱希望者ノ感  
情ヲ満足シ能ハザルノ遺憾アリシヲ以テ、今是ノ新編ニハ別ニ増訂作  
成シテ、稍詳細ナル者ヲ附セリ。是ノ「眞ノ主ニ就カザリシ死者ノ祈  
禱文」ハ、今回一教役者ノ筆ニ成リシ者ナリト雖モ、尊嚴ナル大主教  
閣下ノ御檢閲御賞讃ヲ得テ出ダセシ者ナレバ、我が國ノ「ハリスデア

ニン」ハ、其私祈禱ニ於テ之ヲ用ヒテ、宜シク其寢リシ未信者ノ靈魂  
ノ爲ニ、限リナキ大仁慈者ノ憐ミヲ願ハル、ハ善事ナリト信ズ。

本書ノ譯纂ニ付テ譯者ハ傳道會務上頗ル多端ヲ極メ、且ツ未熟ニシ  
テ急遽事ニ從ヒタルヲ以テ、譯字ノ不妥當、及ビ體裁ノ不完備等ノ憾  
ナキ能ハズ。然レド先輩師兄等ノ獎勵ト諸方兄弟ヨリ刊行ノ速カナラ  
ンコト切望セラレ、乃チ此儘印刷ニ附シタル次第ナリ。偏ニ大方ノ是  
正及ビ御諒察ヲ仰グ。

本書ノ刊行ニ關シテハ偏ニ水島傳道師ノ盡力ニ依ルモノナレバ茲ニ特  
記シテ其勞ヲ謝ス

### 記憶録の使用法に付て

正教のハリステアニンは、是の記憶録に、己が父母、親戚は勿論、神品、代父母、朋友、及び知人、其他己が代りて祈らんと欲する人々の名を録し、朝夕其他隨時、生者の爲には壯健と救贖を、死者の爲には諸罪の赦しと永遠の救ひを祈るべし。特に彼等の爲に無血祭を獻けて記憶せんと欲する時は、先づ是に掲ぐる生死者の聖名を指定して之に聖堂にて供餅(聖餅)を求めて添へ、奉事の前に至聖所に差出すべし。パニヒダの時は、其死者の部に於て己が祈らんとする死

者を指定し之に糖飯を添へて神品に差出すべし。大祭の後神父の巡禱に付ても、豫め此に一家族の聖名を録して祈禱を願ふは便なりとす。

記憶は何れの日にあても可なりと雖も、生者の爲には、特に其誕生日、及び其聖名に依る所の聖者の記念日に於てするは適當なりとす。死者の爲には、其永寢後三日目、九日目、二十日目、四十日目、其他教會の慣例に依て親切に行はるゝこと巻中に詳なり。

生 者 の 部

主シユヨ、此コ處ニ録シムセル爾ナシテノ諸シヨ僕婢ボクヒニ壯ソウ健ケント救贖キウジツヲ與ユヘ給タマヘ。



部ノ者死

主<sup>シユ</sup>ヨ、此<sup>コ</sup>處<sup>、</sup>ニ錄<sup>シル</sup>セル爾<sup>ナシ</sup>ノ寢<sup>チム</sup>リシ諸<sup>シヨ</sup>僕<sup>ボク</sup>  
婢<sup>ヒ</sup>ヲ記<sup>キ</sup>憶<sup>オク</sup>シテ其<sup>ソノ</sup>諸<sup>シヨ</sup>罪<sup>ザイ</sup>ヲ赦<sup>ユル</sup>シ給<sup>タケ</sup>へ。

部ノ者生





死者ノ部

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新編 訓說 記憶錄

第一章 生者と記憶する事

我等の正教會は聖體禮儀を行ふに聖體禮儀の第一部として奉獻禮儀(供物の献祭)を行ふ、其時毎に少くも五個の供餅(献物)を要するなり。即ち供餅の第一は聖體禮儀中聖羔の爲に備へ、第二は至聖なる生神女の記憶の爲め、第三は九品の天使及び既に天國に在住せる舊新約の諸聖人、諸聖使徒諸預言者諸致命者諸奇蹟者諸父の記憶の爲め、第四は教會の生者、即ち主教職、教會を司る會署、至聖なる諸總主教、我等の大主教、諸主教、諸司祭、輔祭及び其他の教役者の爲め、殊に大皇帝、皇后、皇太子、皇太子妃、諸皇族並に我等衆兄弟

姉妹の記憶の爲め、第五は死者の記憶の爲めに備へらるゝなり。司祭は聖體禮儀即ちハリストスの尊體尊血が餅酒の間に成る所の無血祭を行ふ時、生者も死者も同じく祈禱を行ふ、生者を祈禱に記憶するの勸めは勿論死者を記憶すると同一義なり。即ち我等が毎日犯し、諸罪をハリストスの尊血にて潔めらるゝ如く、我等を死後天國の生命に備ふる者なり。蓋し我等を諸罪より潔むる有力の方法は嘗て主イ、ス、ハリストスがゴルゴファ山上に於て捧げられ及び毎日ハリストスの聖堂の寶座に献げらるゝ、献祭なればなり。聖體禮儀の時の記憶は當然身體の健康病者の平癒並に我等地上の幸福にも大なる功驗を有するものなり。矜恤者聖イオアンは左の如き實驗談を爲せり。曰く、或る戦争の時兩親は己が子俘虜となりしものを戦死せしものと思ひ彼の記憶を行ひしに、奇異なる哉既に此世になきものと思ひし子は忽ち歸り來りて彼自身の話す所に依れば、兩親が彼の記憶を行ひし當日、彼に或る光榮なる人の如き天使は來りしに柵は足より落ちて獄外に引出され彼は終日自由なりしこの事實あり(月次列聖傳曆十一月十二日)又モスクワの府主教フィラレトは病者の記憶よりしたる著しき功驗を表せり。其一は彼が聖體禮儀を準備するの時、他の一は聖體禮儀の行はるゝ前に、或る病者が記憶を願ひしによりて、フィラレトは聖體禮儀に於て病者の爲に、供餅よりの一部を抜き取りて記憶を行ひしに、既に醫師より死の宣告を受けし彼は最も健全になりし事實なり(千八百六十九年一月發行の靈益誌第七編の九十頁)

生者の記憶の起源は、死者の記憶と同時にして、生者死者の記憶は聖

四  
體禮儀に於て分離し能はざるものなり。生者を記憶する規定の日は、死者の記憶日の如く規定なきも、聖體禮儀の行はるゝ毎に生者の記憶は行はるゝなり。死者の如く、生者を聖體禮儀の聯禱中に、健康の爲に特定なる祈禱を合して勤むることを得。乃ち教會は、現に行ひつゝあるなり。斯の如き聖體禮儀は、殊に病者の爲に行はるゝものにして、聖體禮儀は常に特定なる祈禱及び書札、福音の讀物によりて大なる功驗を有するものなり。

## 第二章 死者を記憶する事

我等が死せし信者を記憶する正教會の聖務は、聖書、聖傳及び教會の諸聖師父の教訓に根據を有するものなり。

### 〔一〕 死者を記憶することの勧め

死者の記憶は、罪人の靈魂が諸罪より潔めらるゝを得んことの希願より行はるゝものなり。

我等は、死後義人は天國及び彼處に於ける福樂を受け、罪人は地獄及び其の苦みに與かることを信するものなり。『此等ノ者ハ、永遠ノ苦ミニ行き、義人等ハ永遠ノ生命』(馬太二十五ノ四十六)。然るに我等は悉く罪人にあらずや、皆罪に依りて生れ、罪によりて生活し、死しつゝあるに非ずや。固より我等は大抵死前に罪過を痛悔するものなり。然れ

と第一に、悉くの人には死前に緊要なる悔改、即ち公義なる審判者の前に全く諸罪より離るゝに相應ぶの全く充分なる眞實に心底より力ある痛悔を爲し、か。將た凡その人が死の苦しく恐るべき瞬間に於て、果して斯の如き悔改を爲し得たらんか。第二に、彼等は幸に痛悔機密を受けたりとするも、果して神に己が罪惡を告白するのみならず、その後、眞實、罪を惡むものとなり、罪より離れ、痛悔に應ぶの實たる(馬太三章八節)祈禱と涙、貧者に施與、及び習慣的の罪惡に反したる善行をなしてか。又死者は早くも彼が捧げたる痛悔の後、斯の如き改行を行ひ果すことを能せしか、且凡その死者は實に痛悔機密を受け、聖體機密を領食すること能せしならんか。否、吾人は世人が各々之を能せりと答ふるを得ざるなり。抑我等は、世人が死後痛悔する

能はざるを知るに非ずや(露六六六)。夫れ慈憐深き主は、前述の如き憐れなる罪人に、力ある赦罪の唯一の方法として、此の記憶を給へり。記憶即ち生者及び死者の祈禱並に死者記念の善行は、死者の痛悔の爲に不自由なるものを補助し、彼等の不當、不完全なる痛悔を轉じて善なるものとなすなり。斯の如くにして死後の生活に於ける死者の苦痛は、軽減せらるゝのみならず、却て全く彼等を罪惡の苦痛より自由にするものなり(東方教會の總主教の正教宣明書、正教訓諭十八章、信經十一條)古キギベトの聖マカリイは嘗て曠野を旅行せし時、死者の頭骸を發見せり。時に彼は頭骸に問へり、汝は誰なるか、頭骸は叫びて曰く、「我は偶像の神官の頭なり」。聖マカリイ又問て曰く、「其世に異教人として汝は如何」。死骸は歎じて答ふるに、「我等は火の中にあ

り、**焔は我等を足より頭まで覆ひ、我等は互に見ることすら能はず、然し汝等が我等のことを祈禱するの時、我等は少しつゝ互に見ることを能くするのみ、記憶は我等に非常なる喜びを興ふると**（死者に就ての書）**又修道女主** アフアナシヤは、**死前修道院の姉妹に、己が死後の記憶として四十日間乞食に食を興ふることを遺囑したり。然るに姉妹等は僅十日間にして之を履行せざりしかば、聖アフアナシヤは、二人の天使を伴ふて、修道院の數姉妹に顯はれて、曰へり「汝等は何故妾の遺囑を中途にして止めしか、先に死者の靈魂の爲に四十日間施興を行へと云ひしことは尙姉妹等の知らるゝ所なるべし、又憐なる者を賙濟するは主神より慈憐を受くることも姉妹等は皆知らるゝならん、若し死者の靈魂が罪人なりせば、此慈善に因て諸罪の赦免を神より受くるものなりと**（月次列聖傳書四月十二日）。

のなりと（月次列聖傳書四月十二日）。  
 前述の如く死者を記憶することの勧めは、彼等死者自身（死後幽冥の狀態にあるものより）の勧めと熱願にして、猶我等生者の方面よりも記憶の必要なることの理由を有するものなり。若も斯の記憶（すること）が死者の爲に大に有益なるものなれば、生者は斯の如き「ハリスラニン」的の愛を、死者の幸福の爲に、之を活用せざるべからず。我等は假令我々近者と肉體を以て死別するとも靈魂により生活するものなれば、身體の死と共に我等は彼等との交際は斷絶するものに非ず。又彼等も我等と共に或る關係を斷絶せざるなり。死者は我等を愛するのみならず。尙我等死後の事までも慮るに非ずや。是れ彼の福音書に、死せし富者がその模範を示す所に非ずや。彼は自身現世生活に

於て心靈にては無意識なる生活をなせし爲に、地獄の永苦に投せられし實驗者たるを以て、尙地上に生存する己が親族をして、斯の如き苦しき運命より救はれしめんが爲に慮りしに非ずや（路加十六章）されば我等は如何してか死者を愛慕せず、又忘失することを得んや。若し死者に對する我等の愛が、彼等の死するまで眞實なりとせば、彼等の死後と雖も、常に斷絶する能はざるなり（コリント前書十三章八節）さらば我等が死者に對する切實なる愛は、彼等を記憶するなく、又彼等の爲に諸罪の赦免と永遠の救贖に就ての祈禱を以てするに非ずして、何を以て願はし得んや。我等は常に一時的災殃と貧困より、近者を救済せし者の大なる慰藉と褒賞を受けしものを屢見るに非ずや。さらば況や、近者の爲に熱切なる祈禱と記憶を以て慈愛深き神に、彼等の諸罪の赦免を願ひ、永遠の苦みの深淵より免れしめ、永遠の福樂を得せしむることを慮る者に、一の報いなき理由あらんや。イエロム、ミサイルは「死者の記憶の必要と救贖上の効果」と題する著書に記して曰く「祈禱中記憶を爲せしも、未來の報いのことは之を言ふも愚なり。現世に於ても死者は我等の爲に神に代求を爲し、又我等に豊かなる神の祝福を以て歸らざらんや。例へば我等が記憶を行ふの時、死者を愛して彼等の記憶を爲す者に、非常に爽快なる温かなる輕快なる心情を興奮せしめ、又良心に記憶をなしたる善行の威徳が反應し、又言ひ願はし難き快感を以て靈魂を喜ばしむること屢あるに非ずや。是れ記憶の報いに非ずして何ぞや」既に神より慈愛と光照を受くるに充分なる死者の祈禱は、祈禱の爲に死者を神前に、我等の爲に祈禱を呼び起すものな

免を願ひ、永遠の苦みの深淵より免れしめ、永遠の福樂を得せしむることを慮る者に、一の報いなき理由あらんや。イエロム、ミサイルは「死者の記憶の必要と救贖上の効果」と題する著書に記して曰く「祈禱中記憶を爲せしも、未來の報いのことは之を言ふも愚なり。現世に於ても死者は我等の爲に神に代求を爲し、又我等に豊かなる神の祝福を以て歸らざらんや。例へば我等が記憶を行ふの時、死者を愛して彼等の記憶を爲す者に、非常に爽快なる温かなる輕快なる心情を興奮せしめ、又良心に記憶をなしたる善行の威徳が反應し、又言ひ願はし難き快感を以て靈魂を喜ばしむること屢あるに非ずや。是れ記憶の報いに非ずして何ぞや」既に神より慈愛と光照を受くるに充分なる死者の祈禱は、祈禱の爲に死者を神前に、我等の爲に祈禱を呼び起すものな

り。前述の義なるアフアナシヤは、「若しも死者の靈魂が罪人なりしならば、死者の爲の記憶は、生者の善行の爲に、神より諸罪の赦免を受けん」と言ひし後に、附言して曰へり「若しも義人なりせば彼等の爲す所の善行は善行者そのもの、救贖に歸せん」と。

〔二二〕 記憶は何故に、又如何して、

死者に功力を及ぼすか

神の無限の慈愛と、十字架上の善行の力、即ち神の公審判に至る全人類の上に普及する所の救世主ハリストスの苦難は、我等をして、記憶は死者に利益なることの固き所信を惹起さしむるものなり。死せし信徒は假令死後定罪に相當する諸罪を以て死し、又現に定罪せられつゝ、ありと雖も、若しも正しき信仰を有し、又地上に於て或る善行を爲し

又死前諸罪を痛悔したる者を全く不信なる者と、悔改なき罪人と同じく滅亡するの理あらんや。若し同じく滅亡するものとせば、信する者と、痛悔する者の諸罪を潔むる救世主の十字架上の苦難の力は何の由を爲す可きか。神の公義なる審判は、罪惡を呵責する時、善行の爲に少しの寛容をもなさざるか。夫れ假令罪人として、又大罪人として死せしも、正しき信仰を以て死前痛悔を爲し、又突如なる死の爲に痛悔をなさず死せしものと雖も、彼等には尙存命中、怠慢と無智によりて履行し兼ねしも實踐躬行すべき熱望を有せし善なる心意は尙有するものなり。斯の如き死者の、此の善なる心意は、彼等の爲に我等の熱切なる罪赦の祈禱に因りて神の祝福により死者の死後の運命を漸次に改善するに助力を與へ、又全く死者に天國を得しむるものとす。而して



未だ惡に固定されざる靈魂の爲には、生存中痛悔を以て潔められざる已が罪惡の爲に、自然と地獄の永苦を豫感するを以て、層一層切實に罪惡を捨てんことの念を起し、又存命中勤む可く心懸けし善行は、罪惡の大なる惡癖によりて躊躇しつゝありしも、今や至心全力を盡して善行に勵精せんことを感せざるを得ざるなり。只固着の不潔者、若くは悔改の心なくして死せしもの、即ち無神者、ハリストスを信せざる者、褻瀆者及び殺人者、全然ハリストスの信を有せざるもの、如き者に對する、信者の祈禱は、恰も植物性の原子を失ひし腐敗したる種子を生活せしむるには、太陽の勢力も、生育に適したる空氣も、營養を與ふる水氣も如何とも爲す能はざるが如し。故に教會は自殺者及び悔改なき異端者の爲には祈禱を爲さざるなり。聖師父等も斷言して曰へ

り(例せばダマスクのイオアンの如き「信者の死者に就ての書」中及び他の師父の教に因るに)、死者の靈魂を地獄より自由にするの道は、假令罪人なりとも、信仰と痛悔に於て、地獄の征服者イ、ス、ハリストスが其十字架を以て開き且置かれしものなり、されば常に彼の福音を信するもの、靈魂は、ハリストスと共に地獄より導き出さるゝなり(彼得前書三ノ十九)。

死者の記憶は常に死者の爲の私祈禱、殊に聖體禮儀の時、無血祭の行はるゝ公祈禱、及び死者の記念の爲にする善行等なり。之は神を宥め及び諸罪の永罰より自由ならしむるに如何に力ある方法にあらずや。

我等の主イ、ス、ハリストスは自ら言ひ給へり「凡ソ祈禱ノ時信ジテ求ムル所ハ悉ク之ヲ得ン」(馬太二十一ノ二十三)。

又奉事經附の規定書に曰ふ所に依れば、至聖なる記憶の祈禱に就て「主は此の祈禱を眞珠

の如く受く。今更無血祭の力あることを多く言ふ必要なし、只主自身は寶座の上に、死者の爲に献祭の中に奥妙に臨在せらるゝことに注意すれば足れり。是に因りて神の慈愛は、彼等の諸罪を赦免するとの信仰に因りて、死者の記憶の爲に供餅より抜き取られたる部分は「主ヨ愛ニ記憶セラレタル者ノ諸罪ヲ爾ノ諸聖人ノ祈禱ヲ以テ、爾ノ至潔ナル血ニテ洗ヒ給ヘ」との祈禱を以て、ハリストスの生きたる血に染まることに心を勵まざるゝものなり。又聖金口イオアンはコリンフ前書の講話(四十二)の中に曰へり、全衆民及び司祭が手を舉げて祈禱する時、又恐る可き献祭(聖體禮儀)が行はるゝ時、如何にして死者のことを神に祈禱せずして已む可けんや。又舊約聖書記者の一人は曰く「慈善ハ死亡ヲ免レシメ、矜恤ハ諸罪ヲ潔ム」と(トビト十二ノ九)。又慈善に

就ては、新約福音書にも「憐アル者ハ福ナリ、彼等ハ憐ミヲ得ントスレバナリ」(馬太五ノ七)。又聖金口イオアン福音書の講話(四十二)中に曰へり「凡そ死者は慈善と善行にて救はるゝものなり、蓋し慈善は永苦より死者を救ふ」と。

誰か我等生者の祈禱は、如何にして死者に補助することを得るかと問ふ人あらば、吾人生者の生存する者の爲の祈禱の如く不解のものなりと答へんのみ。但し不明不解なれども事は眞實なり。何となれば主自ら我等に互に祈禱すべきことを誠められしに非ずや(イヤコフ五ノ十六)。又主は、屢々他人の代求によりて、或者に己が仁慈を顯はされしに非ずや。即ち主は一主人の代求の爲に、百夫の長の僕を醫され、又母の祈禱によりて、ハナネヤの娘を醫されたり。親族及び知己の永眠者の

記憶の爲に、善行は恰も死者自身が此の善行を爲し、如き價値を有し又之に伴ふて死者の靈魂の救ひを代求する人を多く福する者とす。何となれば恵まれたる人は己が善行者に對して祈禱するの愛を惹起すものなればなり。

### 第三章 記憶より生ずる功驗の實例

記憶を(行ふ)より生ずる功驗の實例は多端あるも、今は二三を示すこととせん。

〔其一〕 私祈禱よりの例を擧げんに、ダマスクの聖イオアンの言に克肖捧神なる或る師父は、現世に於て、其弟子に無智にして無頓着なる生涯を愛する者を有せしが、彼は死せり、年老いたる師父は、死せし弟子の死後の運命を知ること熱望せり。彼は涕泣して、神に彼のことを祈禱せり、神は、彼に弟子が首まで火焰の中にある現狀を示せり、老人は尙弟子の爲に祈禱を熱切にせしかば、主は又青年を火中より腰までを顯はして示し給へり。老人は前の祈禱の苦行に、一層の苦行を爲し、主は青年が全く火中より救はれたる現象を示し給へり

〇二  
(信仰ぎ死者に就ての書)。

〔其二〕 死者記憶の爲に施したる慈善よりの功驗の實例を示さんに福たるキルのルカの兄弟に、修道士ありしが、僅かに己の靈魂の事を慮りて死せしが、福たるルカは大に兄弟の死に充分なる備なきを悲みて、彼の死後の運命を示されんことを神に祈禱せるに、嘗て彼は死したる兄弟の僧庵に金錢及びその外種々の物品を發見せり。之に因て老人は兄弟の靈魂が苦むの理由就中世俗を捨つ可き修士の誓約を破戒せしことの爲に苦むことを知り、老人は其處に發見したる總てを乞食に施せり、その後祈禱の際、老人に神の審判の時、死者の靈魂に就て天使と惡魔との争ふ審判の狀を啓示せられたり。惡魔は絶叫して曰く、「彼の靈魂は、我等の行事を爲せり」。然れど天使は、答へて曰く「

靈魂の爲に施したる慈善により惡魔の權下より救はれたり」。爰に於て惡魔は抗言して「死者は何時慈善を爲し、か」、「彼に非ず、施し、は此の老人なり」と曰てキルのルカを指示せり。時に福たる苦行者は答へて「然り、我は慈善を行へり、己の爲にあらず、此靈魂の爲に行へり」と云へり。その時辭窮して辱められたる惡魔は、老人の答を聞いて悄然として去れり。而して默示によりて安堵したる老人は爾後兄弟の運命に付て悲み疑ふことを止めたり」(フロロケ露曆八月廿四日)。

〔第三〕 聖體禮儀の記憶による功驗の實例を述べんに、問答者聖リゴリーは曰へり「聖體禮儀の時、敬虔なる司祭に、一死者顯はれ彼の爲に無血祭を行ふことを願へり、その希願に附言して曰く、若し聖なる献祭が我の運命を改善する時は、その印として我は再び汝に現は

二  
れざる可し」(グリゴリイ五十五ノ第一書)。我等は聖人の生涯に於て記憶を爲すより生ずる斯の如き功験の實例を多く見るなり。

#### 第四章 記憶の起因

記憶の起因は夙にハリストス降生前、舊約時代にあり。イウデヤの勇武なるイウダマッカベイ將軍は、イドメヤの大將ゴルギイと戦争を爲せり、イウデヤの軍隊は戦後死者を葬らむとして、我が戦友の死骸を集めしに、料らずも、戦死者諸尸の衣服中より敵軍の偶像を裝飾したる物品を見出せり。是に因て初めて不幸なる陣歿の原因を認められたり、何となればイウデヤの律法は斯の如き物品を掠奪することを嚴に禁じられたればなり。此の日衆民は公義なる神を讚美して、主に陣歿したる戦友が行ひし諸罪の爲に靈魂の救ひの祈禱を行へり、イウダ將軍はイエルサリムの聖堂に於て、戦死者の献祭の爲に四百金を献せり(マ

新約に至り、救世主イ、ス、ハリストスは福音書中多く他の事に就ても教へざる如く、記憶することをも、直接教へられたることなし。然れど口づから救主に教へられたる聖使徒等は記憶に就て、自ら模範を示して教へたり。例せば奉神禮たる「リトルギヤ」を第一に書せし聖使徒イアゴフの祈禱書中にも、死者の祈禱文あるに非ずや、斯の如き祈禱は、現時正教會に行はるゝ大ワシリイ、金ロイオアン、問答者グリゴリーの如き人々が、聖體禮儀中に行はるゝのみならず、非正教主義の「ハリステアニン」例へば「カトリック」、「アルメニヤ」派、その他派の祈禱中にも行はれつゝあるに非ずや。我等の尊敬する大神學者の一人は、何故に聖書に死者を記憶すべきことを直接記さかりしかに就て、立派なる原因を明示して曰へり「先見な

る神の叡智は、聖書の中に、明白に死者の爲に祈禱す可きの誠命を、大聲を以て宣言なさるなり、何となれば人をしてこの偉大なる功驗ある希望を頼んで生涯を怠らしめず、又生前最も警醒と恐懼を以て救贖を爲さしめんが爲なりと（府主教ヒラントのダニイル墓地の聖堂の成聖式の説教）

### 第五章

### 記憶の特定諸日及び特定日に

#### 記憶を行ふの時期

死者の記憶日の第一は、死者各自の記憶の特定日にして、個人的のものあり、例へば死後三日、九日、廿日、四十日、一年期及び各年の永眠日等なり。

第二は他に親族と知己及び知らざる全正教の信者を記憶する一般的の記憶あり。例へば殊に我等親族各自の記憶に定められたる、親族の「スポタ」又大齋前斷肉週間の斷肉「スポタ」、至聖三者祭前の至聖三者の「スポタ」、大齋の第二、第三、第四週の「スポタ」、フオマ週間の月曜日、火曜日、九月十一日主

の授洗者イオアンの斬首祭及び十一月七日前のデミトリイの「スポタ」等なり。

第一に述べたる特定日の記憶は、左の理由を有するものなり。アレキサンドリヤの聖マカリイは、何故に死者の第三日、第九日、第四十日に記憶すべきかの思念に付て、祈禱の時、その義解を天使より受けたり。天使は、聖マカリイに啓示して曰く、教會に於て、第三日に獻祭が行はるゝ時、即ち神の教會に於ける祈禱が彼の爲に行はるゝ時、死者の靈魂は、守護天使より彼が肉體と離るゝことより感ずる悲哀を減せしめられ、且彼の靈魂に幸福なる希望を起さしむ、而して二日間

は天使と共に己れの欲する所に隨ひて地上に訪ひ行くことを許さるゝに因り、身體を愛する靈魂は、恰も一日間は鳥が己が巢を尋ぬる如く、

斯く肉體の置かれし家の側を彷徨するなり。又善行者の靈魂は、正義を行ふに慣れたるその處に行く。第三日に死より復活し、主は、自ら其復活に則りて、至「ハリステアニン」の靈魂を、神に伏拜せしむるが爲め上昇することを命ずるなり。此の伏拜の後、靈魂に諸聖人の種々幸福なる状態及び天國の崇美を示すことを命ぜらる。時に靈魂は、神を讚美しつつ、感動しつつ、六日間に、凡そ之を觀察し、後死者の靈魂は、肉體の中において感ぜし悲哀を忘れ、且つ變化す。然れど罪人なれば、その時聖者の福樂を見て、靈魂は嗚呼我は如何にして世に於て、斯く空々と日を送りしか、又私慾を満足するに勉め、生涯の大半を無意義に消費し、我にもこの恩寵及び光榮を受くるに堪ふるに勉めざりしかと嘆息しつつ、自己を責め、而して悲むことを初むるなり。

六日間凡の福樂を見し義人の靈は、九日目に又天使より神に伏拜の事を勧めらる。第二回の伏拜の後、萬民の主權者(王)は靈魂を地獄に導き、彼處に苦みの場所にして種々なる個々の地獄及び罪人の靈魂が斷えず悲み切齒する千差萬別の地獄の苦痛を見ることを命ず。靈魂は此苦痛の種々なる場所において、他の靈魂と對話することも禁せられて三十日間その状態にて存在し、又靈魂は四十日目に、神に伏拜するに起され今や判決は定まりて、彼の行爲に相應したる運命を決せらるるなり(靈魂出離の事の説教)。二十日目の記憶は四十日の中間に當る記憶なり。斯くの如く死後四十日間は、死後の靈魂の爲に最も重大なる日なれば「四旬間祭」の名稱を有する著しき記憶は、最も重大なるものなり。(注意、四旬間祭は毎日聖堂に行はる、奉事中、死者



の聖體禮儀、奉獻禮儀及び聯禱中に記憶を願ひ、聖堂に供餅、葡萄酒  
 油及び蠟燭を献じ、又施濟を爲すこと等にて行はるゝなり。聖天使が  
 聖マカリイに啓示せし義解の外に尙 第三日、第九日、第四十日に記憶  
 するの理由を有するなり。乃ち我等信者は、第三日に死者を記憶し  
 て、救世主イ、ス、ハリストスの臺前に、三日目に復活し給ひし救主  
 は、死者にも幸福なる復活を爲すに應ふ爲に代求するなり、第九日  
 の記憶は、死者の靈魂は一般に、九品の天使と共に天國に住居するに  
 堪ふる者とならんことを願ふが爲に行はるゝなり。第四十日の記憶  
 は死者の靈魂が、救世主ハリストスの復活後四十日目に昇天せられて  
 至聖なる天の寶座に坐せられし例に倣ひて、我等も其第宅に入れらる  
 べし者とならん爲に記憶するなり。

又た墓地に於ける記憶は生者の誕生祭、若くは聖名祭の如くに  
 盛大に行はるゝものなり。次に第三日、第九日、第二十、第  
 四十日及び毎年の祝日に記憶を爲すことと、聖使徒等によりて  
 規定せられしことは、使徒規則中に書しあることを以ても知る可し(使  
 徒規則)。死者を永眠の當日に記憶を爲す事は、死者の靈魂が地より天  
 國に移らんとするに必ず遭遇する太氣魔障を容易に通過せしめん  
 ことの理由により最も必要なり此魔障のことを、アレキサンドリヤ  
 の聖キリルは、説明して曰へり、吾人の靈魂が肉體と離るゝ時、我等  
 の目前一方には天使と、一方には世俗の主宰にして我等の事業の破壊  
 者欺騙者たる悪魔との戦闘が行はるゝなり。我等の靈魂は、この戦闘を  
 見て錯亂し戦慄し威迫せられて、煩擾恐怖して、自ら天使の保護を求

め、辛うして彼等の保護によりて恐ろしき空間を過ぎ、高空に昇せらる。斯く靈魂は魔關を通過せざるべからず。この關所は靈魂の罪惡を審査し、彼の天國に行くの道を障害し、全く天國に於ける希望を斷念せしむる所にして、此の無數の魔關は、特種なる罪惡の審理を要求す。即ち第一の魔關は、口と言語を以て行ひし罪惡、第二の魔關は目を以て行ひし諸罪、第三の魔關は、耳の罪惡、第四の魔關は手を以て行ひし不法及び穢はしき行爲の諸罪、第五の魔關には他の罪惡、即ち讎怨、憎惡、嫉妬、虚榮、驕傲等にして一言せば靈魂の諸慾たる諸罪は斯くの如くにして自ら欺騙者及び拷問者を有するなり……此の時、天使もあり、惡魔の群集もあらん。天使は靈魂の善行を證し、惡魔は靈魂の言語と行爲と知ると知らずして行ひし罪惡を引證して罪するならん。

その時靈魂は、彼等の間にありて恐怖と戰慄とにて思慮は激動され、已が言行によりて判決せられ、桎梏に擬せらるゝあり、或は義とせられて自由なるものとなるあり(靈魂の出離の説教)。又聖にして福たるフエオドルの靈魂が魔關にありし時、聖ワシリイの、彼の救贖に就ての代求は、痛悔なさるる罪惡の爲に受く可き報いを免るゝに大に力ありし實驗も、著名のことなり(新聖ワシリイの生涯に就ての傳)。斯く聖フエオドルの救贖に聖ワシリイの代求が功力を有せし如く、死者の罪惡の赦免に記憶の必要なることは最も昭々たり。

教會は斷肉週間の月曜日けつ せう びに於て公審判の爲にハリストスの再び降り給ふに付ての記憶を行ふ、此の週間終に斷肉の「スポタ」に恰もハリストスの恐る可き公審判の行はるゝ日の如く、教會は神審判者の前

に衆人に公義なる報いの日に、己が教子(信者)の死者救贖の爲に祈禱を行ふ。之は斷肉週間の土曜日に死者を記憶するの起源なり。この土曜日の奉神靈の祈禱文に、我等は凡そアダムより今日に至る敬虔にして正しき信仰を以て眠りし總ゆる時代の總ゆる人々、例へば水に溺れ、火事の時焼死したる人、地震の時に死せし者、殺害者の爲に殺され、敵に焚殺されし者、猛獸、惡鳥、爬蟲等の害毒を受けしもの、電氣に打たれ、濛霧に閉されしもの、如き、又刃にて殺され、馬より落ち、石にて撃たれ、砂に埋もれし者、凡そ不慮の災殃疾病に因て即死せしもの、其他總ゆる死者の祈禱を聞かんとす。

救世主が死より復活し、昇天せられし此の旋凱の祭日の後、光榮なる是等の祭日にハリストスに於ける信仰を以て眠りしも罪人なる死者の

爲にハリストスと共に天國の福樂を得るに堪ふるものとなさん爲に祈禱することは、最も當然のことなり。是れ至聖二者の「スポタ」に死者を記憶する起源なり。大齋の第一、第二、第四週間の「スポタ」に行はるゝ死者の記憶の起源は通常死者の記憶は、毎日行はるゝも、大齋の時には死者の記憶を行ふ所の聖體禮儀は行れざるが故に、正教會は死者をして其代求を失はしめざらんが爲に、毎日の記憶の代りに大齋の第二、第三、第四週間の「スポタ」に、一般の大記憶を三度行ふなり。蓋し大齋中の他の「スポタ」即ち第一「スポタ」はフェオドルティロンの記憶の爲め、第五週「スポタ」は生神女マリヤの讚美の爲め、第六週「スポタ」は義人ラザリの記憶の爲め特定したる記念日として行はるゝを以てなり。

フオマの週間の月曜日、若くは火曜日は慣例により、光明なるハリストスの復活の大なる福音、及び彼等の幸福なる復活を熱望するにより、救世主自ら地獄に降り、死者に勝利を傳へ、地獄より舊約の義人の靈魂を救はれし時、死者に告げられしその喜びを、死者に分つ敬虔なる考へを以て、記憶を行ふ、此の喜びより此の時の記憶を慶賀節と名づくるなり。

斷肉週間と至聖三者祭の週間の「スポタ」に記憶を行ふ組織は、既に聖使徒等の時代に初められしものなり（斷肉スポタの「シナクサク」の「大齋」の「スポタ」の記憶の起りは教會の組織と同時代なるも、時代と又誰によりて組織せられしかは詳かならず。

聖デミトリイの「スポタ」の記憶は 千三百八十年に太候テ

ミトリイ、ドンスキイにより、己が守護天使の日に、彼が國家の敵なるタタリヤの諸侯ママイの戦争に於て赫著なる凱旋の後、克肖者セルギイのトロイツの修道院に於て戦死者の記憶を行ひし時に初まり、毎年十一月八日前の「スポタ」に行ふことを命せらる、其後此の日に軍人のみならず、全正教の信者の記憶を行ふことゝなれり。

九月十一日に主の前驅授洗イオアンが不義の王イロドを諫めたる爲に、即ち真理の爲に斬首せられたる如き信仰と、國家の爲に戦歿したる正教の軍人の記憶を行ふ、此の記憶は、千七百六十九年女皇エカテリナ二世がトルコ及びポリシャとの戦争の時に創定せられたるものなり。

我が國に於ても二十七八年日清戦争及び三十七八年の日露戦争の

四三 戦死者病死者の爲に此日に於て記憶を行ふは適當にして、生存せる國民の義務なり、且つ我が同胞たる「ハリステアニン」をして信仰と忠義兩つなから全うせしめ、人々をして、神の民は即ち愛國の民たることを悟らしむるに就て利益少からざるを知るべし。

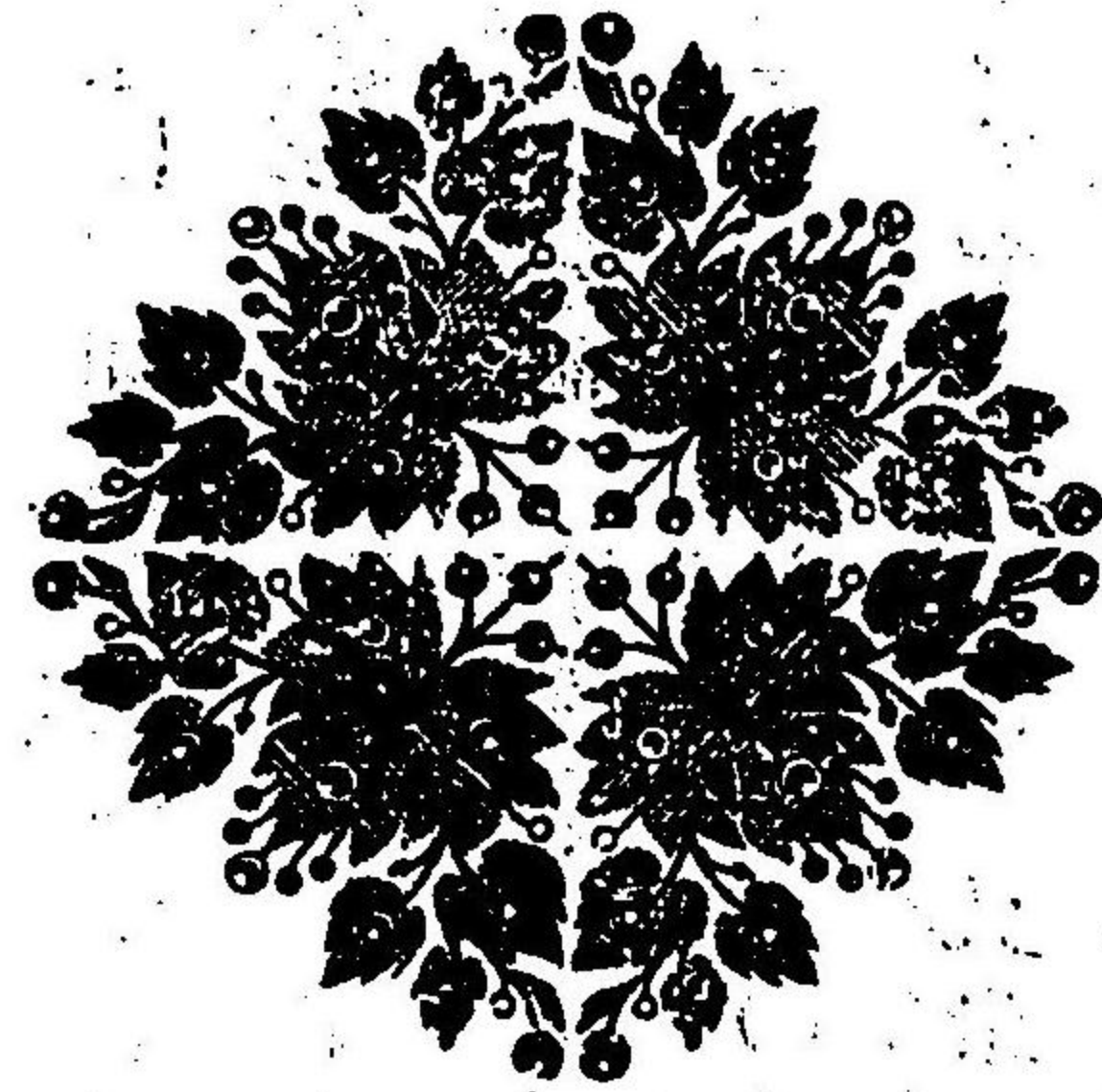
## 第六章 結論

### 記憶に就ての注意

前述の如く、死者の記憶は重大なるものなれば、一般的にも、又個人的にも行はざる可からず、然るに吾人は不幸にして衆人が殊に上流社會の信者は己が親族、知己を記憶すること至て稀なりと云はざるを得ず。視よ、彼等の多くは親族の「スポタ」の記憶が行はるゝ時に、聖堂に参拜するや、又彼等の多くは奉獻禮儀の時、記憶の爲に供餅を聖堂に献するや、又聖體禮儀の聯禱の時に記憶しつゝあるや。彼等は記憶の反對に祭日の聯禱中に絶叫しつゝあるにあらずや、眞實教會は常に全正教の信者の爲に祈禱しつゝあるも、殊に祈禱する所の信者に、大

なる恩恵は與へらるゝなり。之は聖體禮儀の時、屢々記憶するの希望を以て司祭に顯はれし死者の實例を以て證明せらるゝなり。死者の記憶は死者に對する熾ゆる愛と彼の救贖に助ける熱望を以てせざるべからず。凡て心靈上の關係なくして聖體禮儀に記憶し「パニヒダ」を行ふは恰も乞食に數錢或は壹金を冷然として投ずると同義にて、不完全なる記憶と謂ふ可し。又死者の記憶の爲に、記憶に適はざる飲食物の贅澤を盡す盛宴の如きも、記憶を妄用するものなり。若し常に信者として贅澤なる盛宴が不當なるものなれば、況や死者の記憶の時に於て可ならんや。斯の如く埋葬の時、即ち己が兄弟の一人を永遠の安息に送る時、死者の靈魂は、主の台前に立ちて、生涯の行爲と言語と思慮に就て審判の爲に、驚怖を以て立ち、何時判決の宣告が行はれんか、

何時靈魂の爲に苦痛を受けんかと思ひ、戰慄するに非ずや。又既に苦痛を受けつゝあるに非ずや。實にその驚怖は言語を以て顯はす能はざるの秋、只飲食に耽るが如きは、如何にも不合宜の事たるを免れず。又茲に死者救靈の記憶に、利益を與へずして却て損害を來す者は、墓地に於ける高價の記念物たる墓碑なりとす。此の高價なる見ゆる墓碑より、尙有益なる記念は墓碑の高價を以て、尙貧困なる數家族を數年間安息せしむることなり。斯の如き高價の墓碑は果して何の爲めか、只夫れ虚榮の爲にあらずや。最も善く又最も永遠的なる記憶は、永遠の記憶に於て、教會に献金し、及び教會の奉事者の利益と幸福、若くは養育院、慈善病院、學校及び異教人をして基督教に歸正せしむる傳道會社等に寄附する事等なりとす。



# 祈禱文

## 生者ノ爲ニ祈ル文

主ヨ、悉クノ正教ノ「ハリスティアニン」ト、凡テ爾ノ治  
 ムル所ニ於テ正教ニ適ヒテ生活スル者トヲ救ヒ及憐  
 メヨ。主ヨ、爾ハ彼等ニ靈魂ノ安和ト身體ノ壯健ヲ賜  
 ヒ、之ニ其自由ト自由ナラザル悉クノ罪ヲ救シ給ヘ、  
 并ニ彼等ノ聖ナル祈禱ニ由リテ我不當ノ者ヲモ憐ミ  
 給ヘ。

## 死者ノ爲ニ祈ル文

主我ガ神ヨ、信ト永生ノ望ヲ懷キテ此ノ世テ過ギ去リ  
シ爾ノ僕(婢)我ガ兄弟(姉妹)(某)ヲ記憶シ、爾ガ仁慈  
ニシテ人ヲ愛シ、諸罪ヲ赦シ、不義ヲ滅ス主ナルニ因  
リテ、彼ガ悉クノ自由ト自由ナラザル罪ヲ宥メ、之ヲ  
釋キ、之ヲ赦シ給ヘ。彼ヲ永遠ノ苦ト地獄ノ火ヨリ脱  
レシメ、彼ニ爾ヲ愛スル者ノ爲ニ備ヘラレタル爾ガ永  
遠ノ幸福ニ與リテ、之ヲ樂シマシメ給ヘ。蓋彼罪ヲ犯  
シタレドモ、爾ニ離レズ、疑ナク爾父ト子ト聖神、三位  
ニ於テ讚榮セラレ、神ヲ信ジ、三位ニ一性、一性ニ三位  
ヲ正シク承ケ認メテ、臨終ノ息ニ至レリ。故ニ彼ニ憐

ヲ垂レ、爾ヲ信ズル信ヲ其行ニ代ヘテ、爾ガ惠ノ深キ  
ニ由リテ、彼ヲ爾ノ聖者ト偕ニ安ゼシメ給ヘ。蓋人生  
キテ罪ヲ行ハザル者ナシ、惟爾ハ獨罪ナシ、爾ノ義ハ  
永遠ノ義ナリ、且爾ハ獨憐ト惠ト仁慈ノ神ナリ。我等  
爾父ト子ト聖神ニ光榮ヲ歸ス、今モ何時モ世世ニ、「ア  
ミン」。

寢リシ子ノ爲ニ祈ル文

主イイススハリストス我等ノ神、生死ノ生宰、悲シム  
者ヲ慰ムル者ヨ、我傷ミ悲シム心ヲ以テ爾ニ就キテ爾



二祈ル、主ヨ、寢リシ爾ノ僕(婢)、我が子(某)ヲ爾ノ天  
 國ニ於テ記憶シ、之ニ永遠ノ記憶ヲ爲シ給ヘ。生死ノ  
 主宰ヨ、爾ハ曾テ我ニ此ノ子ヲ賜ヒ、今爾ガ仁慈ニシ  
 テ睿智ナル旨ニ由リテ我ヨリ之ヲ取り給ヘリ、主ヨ、  
 爾ノ名ハ讚揚セラルベシ。天地ノ審判者ヨ、爾ニ祈ル、  
 我等罪人ニ、爾ノ限ナキ愛ヲ垂レテ、寢リシ我が子ニ  
 其自由ト自由ナラズシテ、或ハ言ト行ニテ、或ハ知ル  
 ト知ラズシテ行ヒシ悉クノ罪ヲ赦シ給ヘ。惠深キ主  
 ヲ、我等兩親ノ犯シシ罪ヲモ赦シ、之ヲ我等ノ子ニ負  
 ハシムル勿レ。我知ル、我が爾ノ前ニ犯シシ罪甚多ク、

爾ガ我等ニ誠メシ所ヲ守ラズ行ハザル事多シ。寢リシ  
 我等ノ子ガ此ノ世ニアル時若我等ノ故ニ由リ、或ハ已  
 ノ故ニ由リテ、此ノ世ト已ノ肉體ニ務ムルコトトガ爾  
 己ノ主神ニ事フルニ超エ、此ノ世ノ惑ト爲ル者ヲ嗜ム  
 コトトガ爾ノ言ト爾ノ誠ヲ愛スルニ超エ、此ノ世ノ快樂  
 ニ耽リテ、己ノ罪ヲ悔ユルコトナク、節制ヲ守ラズシ  
 テ、警醒禁食祈禱ヲ忘レシ事アラバ、切ニ爾ニ求ム、慈  
 ノ最深キ父ヨ、我が子ニ其行ヒシ此クノ如キ罪ヲ悉ク  
 赦シ給ヘ。其他凡ソ彼ガ此ノ世ニ在リテ行ヒシ惡事ハ  
 之ヲ赦シ、之ヲ宥メ給ヘ。ハリストスイイススヨ、爾

ハイアイルノ女ヲ其父ノ信ト祈禱トニ由リテ復活セ  
 シメ、又爾ハハナネヤノ婦ノ女ヲ其母ノ信ト懇求トニ  
 由リテ愈シ給ヘリ。故ニ今我が祈禱ヲモ聽キ、我が子  
 ノ爲ニ求ムル所ヲ顧ミ給ヘ。主ヨ、彼ガ悉クノ罪ヲ赦  
 シ、之ヲ赦シテ其靈ヲ淨メ、永遠ノ苦ヲ免レシメテ、之  
 ヲ古世ヨリ爾ノ喜ヲナシシ。爾ノ諸聖人ト偕ニ疾モ悲  
 モ嘆モナク限ナキ生命ノアル所ニ入レ給ヘ。蓋人生キ  
 テ罪ヲ行ハザル者ナシ、唯爾ハ獨罪ナシ。願クハ爾世  
 ヲ審判セントスル時、我が子ヲシテ、我が父ノ祝スル  
 所ノ者ヨ、來リテ、世ノ始ヨリ爾等、爲ニ備ヘシ所ノ

國ヲ嗣ゲト、云フ爾ノ最喜バシキ聲ヲ聞クヲ得セシメ  
 給ヘ。蓋爾ハ惠ト憐ノ泉ニシテ、爾ハ我等ノ生命及ビ  
 復活ナリ。我等爾及ビ父ト聖神トニ光榮ヲ歸ス、今モ  
 何時モ世世ニ「アミン」。

寢リシ父母ノ爲ニ祈ル文

主イエススハリストス吾ガ神ヨ、爾ハ孤兒ノ保護者、  
 悲ム者ノ避所、泣ク者ヲ慰ムル者ナリ。我孤兒、今爾ニ  
 就キ、泣キテ爾ニ祈ル、爾我ガ願ヲ聽キ、爾ノ願ヲ我が  
 心ノ歎ト我が目ノ涙ヨリ避クル母シ。憐深キ主ヨ、爾

ニ祈ル、爾我ヲ生ミ、我ヲ育テシ我ガ父(或ハ我ガ母或ハ我ガ父母)(某)ト離レタル我ガ憂ヲ慰メ、彼(或ハ彼等)ノ靈ヲ誠ニ爾ヲ信ジ、爾ノ慈ト惠トヲ堅ク望ミテ爾ニ逝ケル者トシテ、之ヲ爾ノ天國ニ受ケ給ヘ。我今彼ヲ我ヨリ取り給ヒシ爾ノ聖ナル旨ノ前ニ俯伏シテ、爾ニ求ム、只爾ノ惠ト慈ヲ彼(或ハ彼等)ヨリ奪フ勿レ。主ヨ、我知ル、爾ハ此ノ世ノ審判者ニシテ、父祖ノ罪ト惡トヲ其子、其孫、其曾孫ニ罰シテ、三四世ニ至ルト雖、亦其子、其孫、其曾孫ノ祈禱ト德行トニ由リテ父祖ヲ憐ミ給フコトヲ。惠深キ審判者ヨ、我心ノ傷ト哀

トヲ以テ爾ニ祈ル、我ガ忘ルベカラザル寢リシ爾ノ僕(婢)我ガ父(或ハ我母)(某)ニ永遠ノ罰ヲ加ヘズシテ、彼ガ此ノ世ニ於テソノ自由ニ依ルト自由ニ依ラズシテ、言ト行ニテ、知ルト知ラズシテ行ヒシ悉クノ罪ヲ赦シ、至聖ナル生神女及ビ諸聖人ノ祈禱ニ因リテ、爾ノ憐ト慈トヲ以テ之ヲ憐ミテ、永遠ノ苦ヲ免レシメ給ヘ。爾ハ父母及ビ諸子ノ慈深キ父ナリ、願クハ我ヲシテ我ガ生涯、我ガ息ノ絶ユル時ニ至ルマデ、我ガ祈禱ニ於テ寢リシ我ガ父(或ハ母)ヲ記憶シ、爾公義ノ審判者ニ彼ヲ諸聖人ト共ニ疾モ悲モ嘆モナキ光明ノ處、清涼ノ

處、平安ノ處ニ入レ給ハン事ヲ祈ラシメ給ヘ。惠深キ  
 主ヨ、今日爾ノ僕(或ハ婢)(某)ノ爲ニ獻ル我が此ノ熱  
 切ノ祈禱ヲ聽キ納レテ、彼ガ我ヲ信トハリストス教ノ  
 敬虔ニ教育セシ苦勞ト心配トノ爲ニ爾彼ニ其報ヲ爲  
 シ給ヘ、蓋彼ハ始メテ我ニ爾我ガ主ヲ知ラシメ、我ニ  
 敬ミテ爾ニ祈リ、困ト悲ト疾トニ於テ獨爾ヲ恃ミ、爾  
 ノ誠ヲ守ル事ヲ教ヘタリ。彼ガ我ガ靈ノ進歩ヲ慮リシ  
 ガ爲、彼ガ我ガ爲ニ熱心ニシテ爾ノ前ニ獻リタル祈禱  
 ノ爲、并ニ凡ソ彼ガ我ガ爲ニ爾ヨリ求メ得タル賜ノ爲  
 ニ爾ノ惠ヲ垂レ、爾ガ在天ノ幸福ト喜悅トヲ以テ爾ガ

永遠ノ國ニ於テ彼ニ報イ給ヘ。蓋爾ハ惠ト憐ト慈トノ  
 神ニシテ、爾ハ爾ノ忠信ナル僕ノ安息ト喜悅ナリ、我  
 等爾及ビ父ト聖神トニ光榮ヲ歸ス、今モ何時モ世世ニ  
 「アミン」。

寢リシ妻ノ爲ニ祈ル文

ハリストスイエイス主全能者ヨ、我心ノ傷ト哀トヲ以  
 テ爾ニ祈ル、主ヨ、寢リシ爾ノ婢(某)ノ靈ヲ爾ノ天國  
 ニ於テ安息セシメ給ヘ。主宰全能者ヨ、爾ハ男女ノ夫  
 婦ノ契ヲ祝福シテ云ヘリ、人獨處ルハ善カラズ、之ガ

幫助者ヲ作ラント。爾ハハリストスト教會トノ靈妙ナル結合ニ象リテ、此ノ契ヲ聖ニセリ。主ヨ、爾ハ我ヲシテ亦此ノ聖ナル契ヲ以テ爾ガ婢ノ一人ト結合セシメ給ヒシヲ信ジ、且認ム。今爾ノ仁慈ニシテ睿智ナル爾ノ旨ニ由リテ、我ガ幫助者及ビ我ガ生命ノ同伴者トシテ我ニ予ヘシ此ノ爾ノ婢ヲ我ヨリ取り給ヘリ。我爾ガ聖ナル旨ノ前ニ俯伏シテ、中心ヨリ爾ニ祈ル、我ガ爾ノ婢(某)ノ爲ニ獻ル禱ヲ聽キ納レテ、彼ガ言ト行ト思ヒテ、并ニ知ルト知ラズシテ行ヒシ罪ヲ赦シ給ヘ、彼ガ或ハ此世ノ物ヲ愛スル事ガ天ノ物ニ超エ、或ハ衣服ノ

事ト己ガ身體ヲ飾ルヲ慮ルコトガ己ノ靈ノ衣服ヲ耀カス事ヲ慮ルニ超エ、或ハ己ノ子ノ爲ニ慮ラズ、或ハ言又ハ行ニテ人ヲ辱シメ、或ハ心ニテ己ノ隣ヲ憤リ、或ハ人ヲ罪シ、或ハ其他此ノ如キ惡事ヲ行ヒシ事アラバ、爾ハ仁慈ニシテ人ヲ愛スル者ナルニ由リテ、此等ノ罪ヲ悉ク彼ニ赦シ給ヘ、蓋人生キテ罪ヲ行ハザル者ナシ。爾ノ造物タル爾ノ婢ト訟ヲ爲ス勿レ、彼ノ罪ニ由リテ彼ヲ永苦ニ定メズ、乃爾ノ大ナル恵ニ由リテ之ヲ赦シ、之ヲ憐メヨ。全能ノ主ヨ、我爾ニ祈リ且求ム、我ヲシテ我ガ生涯息メズシテ寢リシ爾ノ婢ノ爲ニ祈

リ、我が生命ノ終ニ至ルマデ爾全世界ノ審判者ニ彼ガ  
 罪ノ赦サレン事ヲ求ムルヲ得シメ給ヘ。神ヨ、爾ガ會  
 テ此ノ世ニ於テ彼ヲ榮シテ、寶石ノ冠ヲ其首ニ戴カシ  
 メタル如ク、爾ノ天國ニ於テ爾ヲ慶賀スル爾ノ諸聖人  
 ト偕ニ爾ガ永遠ノ光榮ヲ以テ彼ヲ榮シ、彼等ト偕ニ爾  
 及ビ父ト聖神トノ至聖ナル名ヲ永遠ニ歌ハシメ給ヘ、  
 「アミン」。

寢リシ夫ノ爲ニ祈ル文

ハリストス、イエス又主全能者ヨ、爾ハ泣ク者ヲ慰ムル

者、孤兒ト寡婦トノ保護者ナリ、爾曾テ云ヘリ、爾ガ憂  
 ノ日我ヲ呼ベ、我爾ヲ脱レシメント。今我が憂ノ日ニ  
 爾ニ就キテ爾ニ祈ル、爾ノ顔ヲ我ヨリ避ケズ、乃涙ヲ  
 以テ爾ニ献ル我が祈ヲ聽キ納レ給ヘ。主萬物ノ主宰  
 ヲ、爾ハ我ヲ爾ガ僕ノ一人ニ配合シ、我等ヲシテ一體  
 一神ト爲ラシメタリ、爾ハ曾テ此ノ僕ヲ我が同住者及  
 ビ保護者トシテ我ニ予ヘ、今爾ノ仁慈ニシテ睿知ナル  
 旨ニ由リテ、我ヨリ此ノ爾ノ僕ヲ取り、我ヲ獨遣シ給  
 ヘリ。我ハ爾ガ聖ナル旨ノ前ニ俯伏シテ、我が憂ノ日  
 ニ爾ニ就ク、願クハ我が友ナル爾ノ僕ト離レタル我が

憂ヲ消シ給へ。爾ハ我ヨリ彼ヲ取りタレドモ、我ヨリ  
 爾ノ惠ヲ奪フ勿レ。爾曾テ寡婦ノ二半釐ヲ受ケタル如  
 ク、我が此ノ祈ヲモ聽キ納レ給へ。主ヨ、寢リシ爾ノ僕  
 (某)ノ靈ヲ記憶シテ、彼ガ自由ニヨルト自由ニヨラズ  
 シテ、或ハ言ニテ或ハ行ニテ、或ハ知ルト知ラズシテ  
 行ヒシ悉クノ罪ヲ赦シ、彼ノ不法ト偕ニ彼ヲ滅ボサズ、  
 之ヲ永遠ノ苦ニ付サズ、乃爾ノ大ナル惠ト爾ガ憐ノ多  
 キニ由リテ、彼ガ犯シシ悉クノ罪ヲ宥メ、之ヲ赦シテ、  
 爾ノ諸聖人ト共ニ、疾モ悲モ嘆モナク限りナキ生命ノ  
 アル所ニ彼ヲ入レ給へ。主ヨ、爾ニ祈リ且求ム、我が生

涯我ヲシテ寢リシ爾ノ僕ノ爲ニ祈リ、我が此ノ世ヲ去  
 ルニ至ルマデ、爾全世界ノ審判者ニ彼ガ諸罪ノ赦ト、爾  
 ガ爾ヲ愛スル者ノ爲ニ備ヘタル天ノ第宅ニ彼ノ入レ  
 ラル、事トヲ祈ラシメ給へ。蓋彼罪ヲ犯シシトイヘド  
 モ、爾ニ離レズ、其生命ノ終ニ至ルマデ疑ナク父ト子  
 ト聖神ト正シク承ケ認メタリ、故ニ彼ガ爾ヲ信ズル  
 信ヲ其行ニ代ヘテ受ケ給へ、蓋人生キテ罪ヲ行ハザル  
 者ナシ、唯爾獨罪ナシ、爾ノ義ハ永遠ノ義ナリ。主ヨ、  
 爾ガ我ノ禱ヲ聽キ納レ、爾ノ顔ヲ我ヨリ避ケザルヲ信  
 ジ且認ム、爾ハ痛ク泣キ悲ム寡婦ヲ見テ、憐ヲ垂レ、其

六〇六  
葬ノ爲ニ擔ハル、子ヲ復活セシメシ如ク、今又憐ヲ垂  
レテ、我が憂ヲモ慰メ給ヘ。爾ハ爾ガ聖教會ノ祈禱ニ  
由リテ、爾ニ逝キシ爾ノ僕フエオフルニ其妻ノ祈禱ト  
施濟トヲ願ヒ、爾ガ憐ノ門ヲ開キテ、之ニ其罪ヲ赦シ  
シ如ク、我モ爾ニ禱ル、我が爾ノ僕ノ爲ニ獻ル禱ヲモ  
聽キ納レテ、之ヲ永生ニ入レ給ヘ。蓋爾ハ我等ノ侍、爾  
ハ人ヲ憐ミテ救フ神ナリ、我等爾及ビ父ト聖神トニ光  
榮ヲ歸ス、今モ何時モ世世ニ「アミン」。

即死者ノ爲ニ祈ル文

一六  
主イエススハリス下ス生死ノ主宰ヨ、爾ハ爾ノ聖福音  
ニ於テ云ヘリ、爾警醒スベシ、人ノ子何レノ時ニ至ル  
ヲ知ラザレバナリ、爾意ハザル時ニ人ノ子來ラント。然  
レドモ我等此ノ世ニ在ル罪人ハ此ノ世ノ慮ト快樂ト  
ニ耽リテ、己ガ死期ヲ忘レ、我等ガ望マズ意ハザル時  
ニ於テ倏爾天地ノ審判者ニ招カル。寢リシ爾ノ僕（或ハ  
婢）我等ノ兄弟（或ハ姉妹）（某）モ此クノ如ク不意ニ爾  
ニ招カレタリ。主教世主ヨ、爾ガ我等ヲ慮ル途ハ奥妙  
ニシテ測リ難ク悟リ難シ、主宰ヨ、我今慎ミテ此ノ爾ノ  
途ノ前ニ我が首ヲ俯シ、我が信ヲ以テ熱心ニ爾ニ祈ル、



爾ノ聖ナル住所ノ高キヨリ我ヲ顧ミ、己ノ恩寵ヲ以テ  
 我ヲ蔽ヒ、我が此ノ祈禱ヲ香爐ノ香ノ如ク爾ノ前ニ登  
 ラシメ給ヘ。惠ノ最深キ主ヨ、測ルベカラザル爾ノ法度  
 ニ由リテ、死ガ俄ニ我等ヨリ奪ヒタル爾ガ僕(婢)ノ爲ニ  
 献ル我が禱ヲ聽キ、其望マザル時ニ於テ爾ガ公平無私  
 ノ審判ニ招カレタル彼ノ戦キ懼ル、靈ヲ恕シ及ビ憐ミ  
 給ヘ、爾ノ憤ヲ以テ彼ヲ責ムル勿ク、爾ノ怒ヲ以テ彼ヲ  
 罰スル勿ク、乃爾ガ十字架ノ功績ト爾ガ至聖ナル母並  
 ニ爾ガ諸聖人ノ祈禱ニ由リテ、彼ヲ恕シ、彼ヲ憐ミ給ヘ、  
 彼ガ自由ニヨルト自由ニヨラズシテ、或ハ言ニテ或ハ

行ニテ、或ハ知ルト知ラズシテ行ヒシ悉クノ罪ヲ赦シ  
 給ヘ。爾ノ僕(或ハ婢)(某)ハ已ヲ備ヘズシテ取ラレタ  
 レドモ、此ノ世ニ於テ爾ヲ信ジ、爾神救世主ハリストス  
 ヲ承ケ認メテ、爾ニ望ヲ屬セリ、故ニ此ノ信ト此ノ望ト  
 ヲ以テ其行ニ代ヘ給ヘ。憐深キ主ヨ、爾ハ罪人ノ死ヲ欲  
 セズ、凡ソ之ヲシテ正シキニ歸ラシメンガ爲、及ビ其救  
 贖ノ爲ニ彼自ラ及ビ彼ニ代リテ行フ所ノ者ハ、惠ニ由  
 リテ之ヲ受ケ、自ラ其道ヲ整ヘテ、之ヲシテ生ヲ得シメ  
 給フ。故ニ爾ニ祈ル、今此ノ世ニ於テ寢リシ爾ノ僕(或ハ  
 婢)ノ爲ニ行フ所ノ慈善ノ業ト祈禱トヲ悉ク記憶シ、彼

ノ爲ニ献ル我ガ禱ヲモ爾ガ聖教會ノ聖役者ノ祈禱ト  
 共ニ聽キ納レテ、彼ノ靈ニ其諸罪ヲ赦シ、其亂レタル心  
 ヲ安ジ、彼ヲシテ永遠ノ苦ヲ免レテ、光明ノ處ニ安息セ  
 シメ給ヘ。蓋ハリストス我等ノ救主ヨ、我等ヲ憐メ、我  
 等ヲ救フハ爾ニ屬シ、言ヒ盡シ難キ仁慈ト永遠ノ光榮  
 トハ父及ビ聖神ト偕ニ獨爾ニ歸ス、今モ何時モ世世ニ  
 「アミン」。

パニヒダ祈禱 摘要

大聯禱

〔輔祭又〕我等安和ニシテ主ニ禱ラン。

〔詠隊〕主憐メヨ。

上ヨリ降ル安和ト我等ガ靈ノ救ノ爲ニ主ニ禱ラン。

〔詠隊〕主憐メヨ〔以下毎項同ジ〕。

此ノ世ヲ過ギ逝リシ者ノ罪ノ赦ヲ得ルガ爲ニ主ニ禱  
 ラン。

常ニ記憶セラル、神ノ僕(婢)(某)ニ安息ト平安ト幸  
 福トノ賜ハルガ爲ニ主ニ祈ラン。

彼(等)ガ己ニ由ル己ニ由ラザル罪ノ赦ヲ得ルガ爲ニ  
 主ニ禱ラン。

彼(等)ガ苦難ヲ受ケズシテ懼ルベキ神ノ光榮ナル臺  
 前ニ立ツガ爲ニ主ニ祈ラン。  
 泣キ悲ミテハリストスヨリ慰ヲ受クルヲ望ム者ノ爲  
 ニ主ニ禱ラン。  
 我等ノ神ガ彼(等)ノ靈ヲ明キ處、病ト悲ナキ處、安息ノ  
 處、諸聖人ノ居ル處ニ安息セシムルガ爲ニ主ニ禱ラン。  
 彼(等)ガアウラム、イサアク及ビイアコフノ懷ニ算  
 へ置カル、ガ爲ニ主ニ禱ラン。  
 我等ガ諸ノ憂愁ト忿怒ト危難トヲ免ル、ガ爲ニ主ニ  
 禱ラン。

神ヨ、爾ノ恩寵ヲ以テ我等ヲ佑ケ救ヒ憐ミ護レヨ。  
 彼(等)及ビ我等衆人ノ爲ニ神ノ憐ト、天國及ビ諸罪ノ  
 赦ヲ求メテ、悉クノ我等ノ生命ヲ以テハリストス神ニ  
 委託セシ。  
 「詠隊」主爾ニ。  
 「司祭、高聲」蓋シハリストス我等ノ神ヨ、爾ハ寢リシ爾  
 ノ僕(或ハ婢)(某)ノ復活ト生命ト安息ナリ。我等光榮  
 チ爾ト、爾ノ無原ノ父ト、至聖至善ニシテ生命ヲ施ス爾  
 ノ神トニ歸ス、今モ何時モ世世ニ、  
 「詠隊」アミン。

埋葬式ノ讚頌

兄弟ト朋友、親族ト知人ヨ、我ノ聲モ無ク、氣モ無ク、爾等ノ前ノ臥スヲ見テ、我が爲ニ泣ケヨ、蓋我昨日爾等ト與ニ語リシニ、俄カニ死ノ畏ルベキ時ハ我ニ至レリ。我ヲ愛スル者ヨ、皆來リテ、離別ノ接吻テ我ニ爲セ、我今ヨリ爾等ト偕ニ居ラズ、又爾等ト偕ニ語ラザラン、最公ナル審判者ニ往ケバナリ。彼處ニハ僕ト君共ニ立チ、王ト兵士、富メル者ト貧キ者位ヲ同クス、蓋各其行ニ因リテ或ハ榮ヲ獲、或ハ耻ヲ受ケン。衆人ニ切ニ求ム、常ニ

我が爲ニハリストス神ニ禱レヨ、其我が罪ニ由リテ我ヲ苦ノ處ニ下サズ、則生命ノ光ノ處ニ入レ給ハンガ爲ナリ。

讚詞

深キ智慧ト仁慈ヲ以テ總ユル物ヲ主リ、及ビ人々ニ利益ヲ賜ヒシ造物主ヨ、爾ノ僕(婢)ノ靈ヲ安ゼシメ給ヘ、彼等ハ爾造物主神ヲ望メバナリ。

生神女讚詞

信ズル者ノ救ナル神ノ母ヨ、爾我等ノ楯ト港、及ビ神ニ悦バル、轉達ヲ保テリ。

小詞讚

ハリストスヨ、爾ノ僕(婢)ノ靈ヲ諸聖人ト共ニ、病モ悲  
モ嘆モナクシテ、終ナキ生命ノ在ル處ニ安ゼシメ給へ。

副讚詞

人ヲ造リシ主ヨ、爾ハ獨リ死セザル者ナリ、我等地ノ者  
ハ土ヨリ造ラレテ、復土ニ逝カン、爾我ヲ造リシ主ノ命  
ジテ我ニ言ヒシガ如シ、爾ハ土ニシテ土ニ歸ラント。我  
等人人皆彼處ニ往キ、墓ノ上ニ哭キテ歌ヒテ云ハン「ア  
リルイマ、アリルイヤ、アリルイヤ」。

讚二

頌

救世主ヨ、死セシ義人ノ靈ト共ニ爾ノ僕(婢)ノ靈ヲ安  
ゼシメテ、爾ニ在ル福樂ノ生命ヲ彼(等)ニ授ケ給へ。  
主ヨ、禱ノ諸聖人ノ樂ム平安ノ處ニ爾ノ僕(婢)ノ靈ヲ安  
ゼシメ給へ、爾獨人ヲ愛スル主ナレバナリ。  
光榮ハ父ト子ト聖神ニ歸ス、  
爾ハ地獄ニ降リテ、縛ラレシ者ノ鏈ヲ解キタル神ナリ、  
自ラ爾ノ僕(婢)ノ靈ヲモ安ゼシメ給へ。  
今モ何時モ世々ニ、「アミン」。  
種ナクシテ神ヲ生ミ、獨清ク玷ナキ童貞女ヨ、彼(等)ノ  
靈ノ救ハレントヲ祈リ給へ。

重<sup>ナリ</sup> 聯<sup>レ</sup> 禱<sup>ス</sup>  
〔輔祭又〕神ヨ、爾ノ大ナル憐ニ因リテ我等ヲ憐メヨ、爾ニ  
新<sup>ニ</sup> 祈<sup>ル</sup> 願<sup>ハ</sup> 申<sup>テ</sup> 納<sup>レ</sup> テ憐メヨ。

〔詠隊〕主憐メヨ三次(以下毎項同ジ)。

又寢<sup>ル</sup> 神ノ僕(婢)某ノ靈ノ安息ノ爲、及ビ彼ニ凡ソ  
自由ト自由ナラザル罪ノ赦サレンガ爲ニ禱ル。

主神ガ彼ノ靈ヲ諸義人ノ安息スル所ニ納レ給ハンコ  
トヲ禱ル。

彼ニ神ノ憐ト天國ト諸罪ノ赦ヲ賜ハンコトヲハリ  
ズトヌ我ガ死セザル在及ビ神ニ求ム。

〔詠隊〕主賜ヘヨ。

主ニ禱ラン。

〔詠隊〕主憐メヨ。

〔司祭左ノ祝文ヲ默誦ス〕

諸ノ靈神ト諸ノ肉體トノ神、死ヲ滅シ、惡魔ヲ虚ウシ、爾  
ノ世界ニ生命ヲ賜ヒシ主ヨ、爾親ヲ寢リシ爾ノ僕(婢)  
(某)ノ靈ヲ光ル處、茂キ草場、平安ノ處、病ト悲ト歎トノ  
遠サカリシ處ニ安息セシメ、善ニシテ人ヲ愛スル神ナ  
ルニ因リテ、彼ガ或ハ言、或ハ行、或ハ思ニテ犯シ、悉ク  
ノ罪ヲ赦シ給ヘ。蓋人一モ生キテ罪ヲ行ハザル者ナシ、

唯爾ハ罪ナシ、爾ノ義ハ永遠ノ義、爾ノ言ハ眞實ナリ。

〔高聲〕蓋ハリストス我等ノ神ヨ、爾ハ寢リシ爾ノ僕（或ハ婢）（某）ノ復活ト生命ト安息ナリ、我等光榮ヲ爾ト、爾ノ無原ノ父ト、至聖至善ニシテ生命ヲ施ス爾ノ神トニ歸ス、今モ何時モ世世ニ、

〔詠隊〕アミン。

發放詞及ビ最後ノ高唱、

〔輔祭或ハ司祭唱フ〕主ヨ、爾ノ寢リシ僕（婢）某ニ其福タル寢リニ、永遠ノ安息ヲ與ヘテ、彼ニ永遠ノ記憶ヲ爲シ給ヘ。

〔詠隊〕永遠ノ記憶ニ我。

眞ノ主ニ就カザリシ死者ノ爲ニ祈ル文

大仁慈ナル主宰、全能ノ造物主ヨ、凡ソ有ト有ユル物ハ、皆爾ノ手ノ造工ニ係ラザルハナクハ見ユルト見エザル者ハ、トシテ爾ノ恩佑ヲ被ラザルハナシ。奈何セシ、初人陷罪ノ後、悉クノ人ハ本性ノ美ヲ壞傷セラレ、之ニ加フルニ自己ノ不法ヲ以テシ、罪惡日ニ増シ、蒙昧月ニ長シ、舉世爾眞ノ神、造物主ヲ忘レ、爾ノ誠ニ悖

六七  
リ、偶像及ビ虚神ヲ拜ミ、自ラ爾ヲ怒ルメ下ニ伏シ、爾  
大仁慈者ノ恩寵ヲ領タルニ堪ヘザル者トナレリ。然レ  
ト雖爾天ニ在ス父ノ仁慈ハ、仍其自ヲ惡キ者ト善キ者  
ノ上ニ照ラシ、爾ヲ義ナル者ト不義ナル者ノ上ニ降ラ  
ス。又爾聖ナル父ノ獨生子救世主イ、ハス、ハリストス  
ノ愛ハ、其大恩ニ背キ爾ニ敵スル者ニモ及ブ。故ニ我  
等罪人モ、敢テ爾ノ大仁慈ト限リナキ愛ノ前ニ伏拜シ、  
肅ミ畏レテ祈ル、主ヨ、我等當ラザル僕(婢)ノ祈禱ヲモ  
聽キ納レ給ヒ、既ニ此世ヲ逝リシ爾ノ受造物、我が先祖  
(先考)妣(妻)子(兄弟)親族、朋友、恩者、若クハ知人、其

七七  
他(某某等)ノ靈魂ヲ顧ミテ、彼(等)ニ憐ヲ垂レ、其自  
由ニ因ルト自由ニ因ラザル諸罪ヲ赦シ給ヘ。彼(等)ハ  
世ニ在リシ時、未ダ爾獨ニノ眞ノ神ニ就カス、爾ノ遣ハ  
シ、主イ、ハリストスノ教會ニ屬セザリシト雖ハ  
敢テ故ラニ背キシ者ニ非ズシテ、乃チ或ハ未ダ爾ノ福  
音宣傳ノ日ニ遭遇セズ、或ハ此ノ世ノ生活ト物質ヨリ  
ノ煩ヒニテ心ヲ擾サレ、或ハ過去ノ遺傳ト已ガ無知ニ  
テ迷ニ陥リ、或ハ限リアル人智ニ誇リテ不完全ナル人  
爲ノ教ヲ以テ満足シ、或ハ世ノ憎ミト已ガ弱キ爲ニ、自  
ラ本意ニ反キ天神ニ聽クヨリ愈リテ人ニ聽クコトノ



不義ナルヲ悟ラズ、或ハ時勢ノ種々ナル妨礙、及ビ其他  
 彼等ヲ誘惑スル諸般ノ事情ニ捕ハレテ、信ト歸正ハ決  
 心ヲ固ムルヲ得ズ、終ニ爾眞ノ主ニ順フノ機ヲ失ヒシ  
 者ナルニ因ル。固リ斯ノ如キ事情ト他ニ如何ナル理由  
 アリトスルモ、爾全知公義ナル神ノ前ニ人ハ全ク爾ヲ  
 知ラザリシト言フヲ得ズ、且假令如何ナル言辭ヲ以テ  
 スルモ、萬物ノ靈タル受造物トシテ、己ガ造成者タリ大  
 恩者タル神ヲ忘レタリシ罪ヲ辨疏シテ、爾全世界ノ審  
 判者ノ前ニ其責ヲ免レ得ベキニ非ズ。視ヨ、異邦人モ天  
 然ノ法ニ依リテ神ヲ知り得ベキ事ヲ爾公義ノ主ハ其

聖使徒、世界ノ教師ノ口ヲ以テ宣明セラレタリ。曰ク  
 『蓋シ神ノ怒ハ天ヨリ顯ハレテ、不義ヲ以テ眞實ヲ沮ム  
 人々ノ凡ソノ不虔不義ヲ攻ム。神ノ事ニ於テ知ルベキ  
 所ハ、彼等ノ爲ニ明カナルニ因ル、神ハ彼等ニ之ヲ顯ハ  
 シ、故ナリ。蓋シ彼ノ見ル可ラザル事、即其永遠ノ能ト  
 神性トハ、創世ヨリ以來、造ラレタル物ヲ察スルニ由リ  
 テ見ルベシ、故ニ彼等ハ推諉スベキナシ』ト。又異邦人  
 ハ別ニ爾眞理ノ泉ナル者ノ特示ノ法ヲ以テ教ヘラレ  
 ザリシト雖、彼等モ確カニ爾ヨリ賦與セラレシ良心ト  
 長能ヲ有シテ當然ニ善惡ヲ識別シ自ラ法ニ合フノ善

ヲ行ヒ得ベキ事ヲ、爾ハ同ジク聖使徒ノ口ヲ以テ彰明セリ。曰ク『蓋神ハ偏視スルコトナシ、凡ソ律法ナクシテ罪ヲ犯シ、者ハ律法ナクシテ滅ビ、律法アリテ罪ヲ犯シ、者ハ律法ニ由テ審判セラレン』ト。故ニ我等罪僕(婢)今爾ノ前ニ異邦人ノ死者ノ爲ニ求ムル者ハ、敢テ罪ナル推誘ヲ以テ其恩惠ヲ願フニ非ズ、乃チ只爾ノ測ラレザル憐ヲ恃ムノミ。彼(等)ノ靈魂ガ罪ノ深キ淵ニ溺レテ永遠ニ滅ブルヲ悲ミテ、爾至愛ナル神ノ憐ノ至深キ淵ヲ望ミテ、爾ガ清涼ナル恩寵ノ滴リヲ、彼等ノ惱ムル靈魂ニ注ギテ、之ヲ苦シキ滅ビヨリ援上ダ給ハシ

ヨトテ哀願スルノミ。慈憐窮リナキ主イ、ス、ハリストスヨ、爾ハ世界ノ罪ノ贖ノ爲ニ甘ンジテイウデヤ人、爾ノ面ニ唾シ、爾ノ頬ヲ批チ夥シキ苦ト辱ヲ以テ爾ヲ十字架ニ釘セシ凶悪者ニ對シテモ、尙其美ハシキ大仁慈ト博愛ノ心ヲ翻サズ、乃チ爾ノ身ハ苦痛慘澹タル刑架ノ上ニ在テ、尙敵ノ爲ニ其父ニ憐ヲ祈リテ言ヘリ『父ヨ、彼等ヲ赦セ、蓋彼等ハ爲ス所ヲ知ラズ』ト。果シテ彼等ノ惡ヨリ痛悔セシ者ニ、主ハ、悦ビテ其大罪ヲ赦シ給ヘリ。求ム、至仁至愛ノ主ヨ、今モ我方先祖(親族、同胞、其他某)ノ靈魂ヲ憐ミ、若シ能スベクバ、願ハクハ彼等

三ハ 爾ノ福ナル生命ノ慰ヲ與ヘ、彼(等)ガ瀕死ノ境ニ在リテ發心セシ僅カニ一瞬間ニ過キザリシ痛悔ノ念ヲモ輕ンゼズシテ之ヲ容レ給ヘ。又若モ彼(等)ニ一善行ダモアリシナラバ、假令其善行ハ爾ニ於ケル信仰ニ基ツク者ニ非ズトスルモ、尙爾ノ律法ニ合ヘル善行タル事ヲ嘉シテ、爾ノ憐ト惠ヲ之ニ垂レ給ヘ。蓋爾ハ獨リ善ノ神ナリ、異邦人ト雖其行フ所ノ善ハ、即爾ノ聖旨ニ外ナラザル者ナレバナリ。尙又我等ハ信ズ、爾ハリストスハ、苦死セシ後、其神ヲ以テ地獄ニ下リ、彼處ニ在リシ義人等ノ靈魂ヲ救ヒ給ヒシノミナラズ、即昔ノイノ

三ハ 方舟ノ造ラル、際、神ガ恒忍ヲ以テ待チタル時ニ於テ順ハザリシ諸靈ニモ救ヲ宣傳シ給ヒシ事ヲ。衆罪人ノ亡ブルヲ欲セズ、轉ジテ生命ニ入ル者ノ一人ニテモ多カラシコトヲ悦ビ給フ至愛ノ救世主ヨ、今モ彼(等)某先ニ爾ガ方舟ノ代リニ教會ヲ造リテ人人ヲ之ニ招キ爾ガ恒忍ヲ以テ待チ給ヒシ世ニ在リテ尙爾ニ順ハザリシ者ノ靈魂ヲモ憐ミテ、爾ガ救ノ慰ト量リ難キ惠ヲ垂レ給ヘ。蓋爾ハ生ケル者ト死セル者ノ主ニシテ爾至上至尊ナル神ノ子ガ十字架ヲ以テ成全セシ贖罪ノ効カハ世ノ始ヨリ終ニ至リ有形無形ノ世界ニ亘リテ限

以テ爾ニ祈ル、大仁慈萬善ノ主ヨ、彼(等)ノ靈魂ヲモ憐  
 ミテ其諸罪ヲ赦シ給ヘ、而シテ彼(等)モ爾ノ愛スル義  
 人等ト偕ニ爾ノ大仁慈及ビ寛容ノ徳ヲ讚美スルニ至  
 リ大ク窮リナキ功德ヲ有スル者ナレバナリ。人ヲ愛ス  
 ル救世主ヨ、我尙不肖ノ口ヨリ言ヲ重テ爾ニ哀痛熱  
 禱スルヲ許セ。蓋凡ソ人ハ生キテ爾ノ前ニ一人モ罪  
 ナキ者ナク、凡ソノ肉體アル者ハ至淨キ爾ノ前ニ一日  
 モ淨キヲ保テル者ナシ。只爾ハ獨リ罪ナク汚ナキ至仁  
 至善ノ神ナリ。爾ノ僕(婢)終ニ爾ニ順ハズ爾ノ教會ニ  
 就クヲ得ズシテ寢リシ者ヲモ遺ス勿レ。彼(等)モ爾ガ  
 己ノ像ト肖ニ因リテ造リシ者ニシテ、罪ニ陥リシト雖、  
 未ダ全ク本性ノ善ヲ失ハザリシ。異教人モ性善ノ説ヲ  
 唱ヘテ之ヲ證ス。即彼(等)モ生前ニ於テ過ヲ重ネ罪ヲ

犯シ、事屢々ナリト雖、尙其本心ニハ惡ヲ憎ミ善ヲ愛  
 スルノ念ヲ失ハザリシノミナラズ、爾獨リ善ナル神ガ、  
 彼(等)ノ内ニ銘シ給ヒシ良心ニハ、確カニ爾大能ノ神  
 ニ於ケル認ヲ有シ、時ニ己ガ罪惡ヲ憶ヒテハ何レノ日  
 カ畏ルヘキ審判・行ハルベキヲ感得シテ、終ニ聊々  
 リトモ悔悟ノ心ヲ起シタリシ事アルヲ推定セラル、  
 ナリ。故ニ我等ハ今茲ニ心ノ傷ト哀ノ中ニモ尙勇ヲ  
 以テ爾ニ祈ル、大仁慈萬善ノ主ヨ、彼(等)ノ靈魂ヲモ憐  
 ミテ其諸罪ヲ赦シ給ヘ、而シテ彼(等)モ爾ノ愛スル義  
 人等ト偕ニ爾ノ大仁慈及ビ寛容ノ徳ヲ讚美スルニ至

ラシメ給へ。我等ハ光榮ヲ爾大能ノ父造物主ト、其至愛  
 ノ子救世主ト、衆人ニ生命ヲ施ス聖神即チ凡ソノ惱メ  
 ル者ト悲ム者ノ爲ニ憐深キ撫恤者ナル神ニ歸ス、今モ  
 何時モ世々ニ「アミン」。



死者の爲に讀むべき聖福音

及び聖使徒書札の章節目

月 曜 日	………	ロマ書……………	一四ノ六一九。
火 曜 日	………	イオアンノ福音………	五ノ一七―二四。
水 曜 日	………	コリンフ前書……………	一五ノ三九―五七。
木 曜 日	………	イオアンノ福音……………	五ノ二四―三〇。
金 曜 日	………	コリンフ後書……………	五ノ一―一〇。
土 曜 日	………	イオアンノ福音……………	六ノ三五―三九。
		コリンフ前書……………	一五ノ二〇―二八。
		イオアンノ福音……………	六ノ四〇―四四。
		コリンフ前書……………	一五ノ四七―五七。
		イオアンノ福音……………	六ノ四八―五四。
		フェサロニカ前書……………	四ノ一三一―一七。
		イオアン福音の音……………	五ノ二四―三〇。

明治四十三年七月十三日印刷  
同 年七月十八日發行

金 田 日

本 田 日 譯纂 發行 者 兼

東京市本所區外手町四十四番地

吉 田 雄 吉

本 田 日

東京市神田區美土代町四丁目五番地

神 田 靜 次 郎

大 田 日

東京市日本橋區鍛冶町十三番地

三 浦 活 版 所

良 田 日

東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地

發行 所 正 教 會 事 務 所

電話本、二五六九

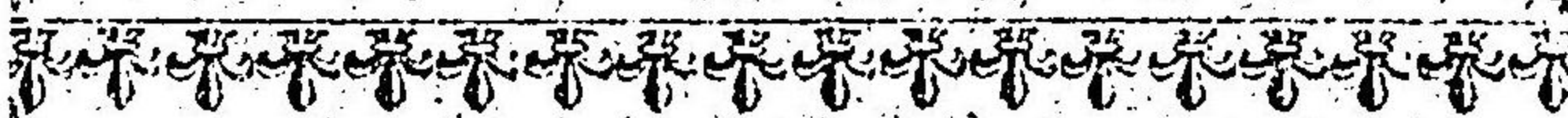
261

441

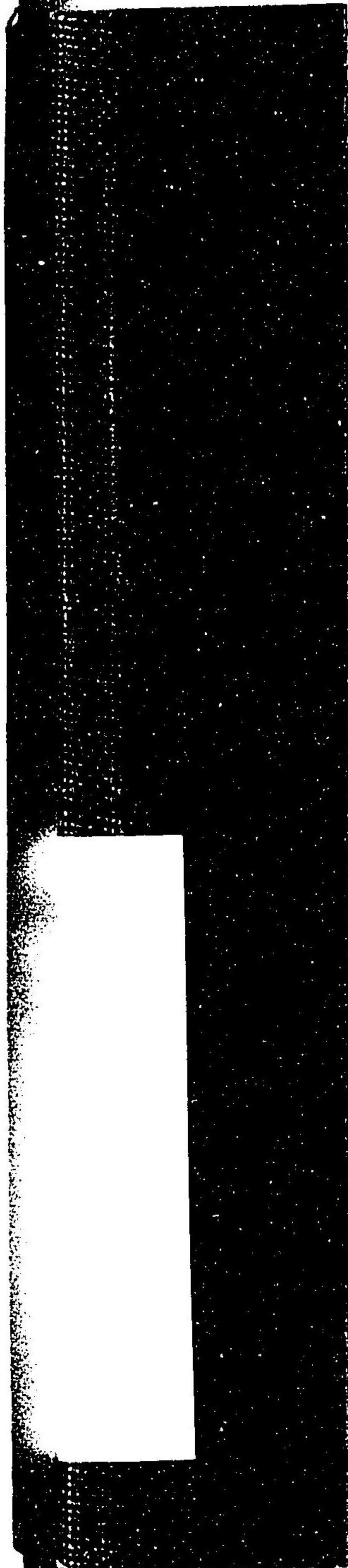
此の欄内に本記憶録所有者の住所聖名及び氏名を記入すべし

聖名	居住所
氏名	

東京正教本部事務局二千五百六十九番







特61

286

新編  
訓説 記憶録

国立国会図書館

020356-000-8

特61-286

記憶録(新編訓説)

吉田 雄吉/訳

M43

ABI-0163

